

笠岡市内共通商品券をご利用の皆様へ（ご案内）

利用者資金の保全方法

資金決済法

第 14 条 1 項の規定の趣旨：

前払式支払手段の所有者の保護の為の制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半分以上の額の発行保証金を法務局等に供託当することにより資産保全することが義務付けられております。

資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：

当所の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・発行保証金保全契約

発行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称：

当所は次の金融機関等と発行保証金保全契約を締結しています。

- ・笠岡信用組合

無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

*利用者の意思に反して権利を有しない者の指図が行われたこと。

笠岡市内共通商品券の紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、原則として、その責任を負わないものとします。